

## 第2回 松伏町子ども・子育て支援審議会 議事録

○日時 : 平成25年9月4日(水) 午後3時00分～5時50分

○場所 : 役場第二庁舎301会議室

○出席委員: 若盛 正城(会長)、飯山 吉晴(副会長)、石井 貞人、大塚 節子  
塩原 映子、鈴木 優、竹田 春美、若盛 清美 (8名)  
(欠席: 井 裕美、小島 朗)

○議事:

- (1) 松伏町子ども・子育て支援事業計画の主な記載事項について
- (2) 教育・保育・子育て支援に関する住民ニーズ調査について
- (3) 幼稚園の預かり保育(延長保育)の利用状況について

○配布資料:

- 資料1 松伏町子ども・子育て支援事業計画記載事項及びニーズ調査(町修正版)について
- 資料2 ニーズ調査票(町修正版)【未就学児童保護者用】
- 資料3 ニーズ調査票(町修正版)【就学児童保護者用】
- 資料4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について
- 資料5 基本指針の主な記載事項
- 資料6 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)
- 資料7 幼稚園児保護者の就労状況等に関するアンケート調査票の配布及び回収について

開会にあたり

会長 : 国の方では今、子ども子育て支援事業の基準作りをやっている。これは、乳幼児、就学以前の施設の設置基準の見直しである。年齢区分に合わせながら、適切な職員配置、保育室や園庭の面積などの諸基準の精査をしている。これが9月の半ば頃までつづき、9月中・下旬から10月に入る頃に公定価格、費用の検討に入る。消費増税への対応を伴っての7千億～1兆円弱の金額を確保した上で、基準への諸経費の対応について論議されることになる。

それと同時に、子ども・子育て会議の地方版である子ども・子育て支援審議会(本会)においてニーズ調査を行って、市町村独自に支援事業計画を作成するための資料づくりに取り組むことになる。ただ、市町村の対応にはばらつきがあるらしい。一方的に行政側がアンケート内容を決めてしまうケースもあるようだが、本来は市町村独自で委員の意向を取り入れながらアンケートをつくることのできるというものである。今日の審議会での意見をふまえてまとめていきたい。

## 議事（１）松伏町子ども・子育て支援事業計画の主な記載事項について（資料４～６）

### 【事務局説明】

- ・資料は子ども・子育て支援法に基づく基本指針の案として、最終確定に近いもの。資料 6 P1 の下部に内閣府告示として出すことを予定とあるが、これは法的な用語確認等を残す段階で内容としてはほぼ確定ということ。
- ・資料 4 の後半、（参考）と書かれた部分の p36 基本指針の法的位置づけについて、今回の審議会に関わってくるのは、点線の枠に囲まれている部分内の地方自治体の事業計画の作成指針。ここに書かれている住民の意向の把握というところで、今回のニーズ調査の実施・検討が必要になる。
- ・資料 5 の p5 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項 の ○の 2 番目にある、現在の利用状況・利用希望をふまえるためにニーズ調査が必要となる。
- ・P6 の必須記載事項とは、必ず町の事業計画に記載しなければいけないもの。  
1 では教育・保育提供区域を単位として、どの程度保育の必要性があるかを設定すること。区域の設定は地域の実情に合わせて自治体ごとに設定できる。  
2 では認定こども園、幼稚園、保育所のニーズの見込みを設定する。0 歳と 1～2 歳は保育士の配置基準が異なるため、ニーズ調査の段階で区分することとなった。また、3～5 歳は幼稚園とも関わってくるので区分する。
- ・P7 ※印の保育標準時間は、フルタイム勤務で保育所を 11 時間程度利用を想定している。しかし、長時間（フルタイム）・短時間（パートタイム）勤務は年度途中でも変化があると想定されるので、柔軟な対応ができるよう事業計画では区分しないことになった。
- ・P8 は実際にどのように記載するかについて。教育・保育施設は、認定こども園、幼稚園、保育所など。地域型保育事業は、小規模保育園、家庭保育室、ベビーシッター、事業所内保育などを想定し、待機児童が多い場合には地域型保育事業での対応を検討してよいことになっている。  
0～2 歳の保育の必要のない子どもについても、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターの利用希望については調査して実施計画に記載する必要がある。
- ・p9 計画期間について、量の見込みに対応するよう確保の内容を定め、必要な教育保育施設及び地域型保育事業を整備するとあるが、いつまでかについては平成 29 年度末までに待機児童の解消を目指すことが基本的な考え方。
- ・P10 地域子ども・子育て支援事業とは、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病気・病後時保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業など。就学児用調査票では、小学生の放課後の居場所を確保することにも関わる放課後児童健全育成事業についての項目を盛り込んでいる。
- ・p12 任意記載事項は、市町村ごとに記載するか否かを検討する部分。産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育所等の円滑な利用の確保、児童虐待などの施策との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするための労働環境の整備になって

いる。後ほど、資料 6 でもう少し詳しく説明する。

- ・資料 5 の後半は認定こども園等を認可する上で、需要以上に定員を増やさないう需給調整を行うという内容が書いてある。基本的には認定こども園になりたいという園の妨げにならないようにした方がよいということが書かれている。

会長 : 需給調整について委員の皆さんはおわかりになりますか。調整のしかたはどうですか。

事務局 : 認定こども園や保育所等の認可に際して、入園希望者が園の利用定員数より多い場合には原則として園の設置を認可する。逆に利用量の見込みが少ないのに利用定員がそれを上回る場合には、需給調整というかたちで都道府県が新たにつくる場合の認可・認定を調整する。なお、地域型保育事業については自治体が認可を行う。例えば、新たな事業所内保育所の開設が、設置を予定する認定こども園のニーズを取り込んでしまう恐れがある場合には、市町村でその事業所内保育の需給調整を行ってもよいことになっている。

会長 : 国としては認定こども園に一本化して増やしていきたいという意向。短時間・長時間の利用の区別についても、保護者が決めることで行政が決めるものではない。親の状況に応じた受け入れ態勢をつくることが望ましいということで、短時間・長時間をやめて保育標準時間と言うようになった。需給調整については、これから認定こども園を増やすという前提で、設置希望園が多く出た場合に、ニーズに合うようならば認可する。ニーズが定数を上回れば待機児童が出て、ニーズより定数が上回れば園の経営上の問題等が出てくるので、ニーズ調査を行って今後の利用希望者の量や希望の内容を把握して計画的に供給するというもの。

#### 【事務局説明】

- ・基本指針案（資料 6）P13 の第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項について を中心に説明する。
  - ・一の 1 審議会では松伏町次世代育成支援地域行動計画の分析、評価を行う。
  - ・一の 2 子ども・子育て支援審議会で当事者または保護者の方の意見を聞くこと。
  - ・P16 二の 1 保育提供区域は、人が動く範囲を考えて市町村が設定する。
  - ・P23 三-1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域保育事業の円滑な利用の確保に関する事項については、1 歳になるまで面倒を見たいのに 4 月 1 日でなければ保育所に入れないという実状により、育児休業を切り上げて職場復帰することへの対応を盛り込む。  
2 は、児童虐待、養育支援を必要とする家庭、あるいは保護者が養育することによってかえって危険を伴う場合の都道府県と連携した対応。
- P27 の 3 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項については、主にワーク・ライフ・バランスと言われているもの。仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しです。

主にこの3点が任意記載事項としてあげられている。

- ・P54～56の参酌標準に書かれているものについては目標を設定する。これを把握するためにニーズ調査を行う。なお、五 乳児家庭全戸訪問事業は0歳の間に保育士が全員訪問するもの。出生数＝目標事業量となるためニーズ把握の必要はない。

六 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に関する事業は、保護者がいない、虐待にあたる等でニーズ調査にはそぐわない。町が要保護児童対策地域協議会と連携して計画に盛り込むことになる。

会長 : わかりやすく言うと、参酌標準とは法制度で決まっているけれども、地域の状況に合わせて対応していいというもの。ニーズ調査は努力義務ではあるけれども、必ず報告を出しなさいというもの。

事務局 : 議事(1)についてご了解いただきましたでしょうか  
(一同了解)

議事(2) 教育・保育・子育て支援に関する住民へのニーズ調査について

【事務局説明】(資料1全文を読み上げ説明)

会長 : 地域の独自性に基づいてニーズ調査を実施してよいということになっており、町の修正版を出していただいている。

国の原案は難しく、子ども・子育て支援法に基づく新たな制度という部分も解説図を載せてはいるが分かりにくい。一般の方向けにわかりやすいアンケートをとること。松伏のいい点は、人口3万くらいなので声が届きやすく、まとめやすいということ。大きな市、地域格差が大きな所は、住民の意識も違うのでまとめにくい。松伏は恵まれていると思う。

【事務局説明】(資料2未就学児童保護者用アンケートp1を読み上げ説明)

若盛(清)委員 : 町修正前原案の例文より町の調査票の文章の方が柔らかくてよいと思う。

会長 : これを見て、保護者が協力しようと言う気になってくれるとよいが。

竹田委員 : 町修正前原案をもらったときのイメージで言うと、一見して答えている時間がないと思った。ニーズ調査なのでしかたがないが、分量が多く、質問が細かく、似たような質問も多くて回答するのが大変。今回の依頼文についてはそうなんだという印象。自分は親と同居だから家事を協力してもらえるのでできたが、核家族家庭で家事や仕事をしながら回答するのは大変かも知れない。

副会長 : 資料2(未就学児童保護者向け)と資料3(就学児童保護者向け)を比較しながら言うと、就学児と未就学児が対象の調査であるあなたはそのどちらかであるということをも明記した方がよい。また、未就学児用は19頁と就学児用の倍の量があり、苦もなく書けるものが望ましい。

事務局：就学児向けのサービスは学童などに限られるが、未就学ではニーズ調査にいろいろな項目が出てくるのでしかたがない面がある。

若盛(清)委員：子ども・子育て支援制度の中で重きを置いているのは未就学。参酌標準に対応する必要があるため、項目の数はなかなか減らせない。子育てに大変時間がかかっている家庭への調査であることから、別紙でねぎらいの言葉とこれからの子ども達のために時間があるときにやってもらえるよう柔らかくお願いした方がよい。

事務局：どうしても答えてもらいたい設問があるので、ねぎらいの言葉、文書をつける方向で検討したい。

竹田委員：文字だけではなく、絵が描いてあるなど、ぱっと見で目を引くものがあるとよい。

若盛(清)委員：主な回答者である20～30代の人向けに工夫した方がよい。保育所や幼稚園からの手紙でも、読んで欲しいところは目を引くようにフォントを変えたり、挿し絵を使ったりして工夫している。各項目の表題（黒いリボン柄）は強烈な印象がある。強烈さではなく軟らかい表現で目を引くように工夫することが望ましい。

事務局：内容にかかわる議論もあるので、依頼文だけでなく整体的なご意見を伺うことにしたい。

石井委員：p3の問6にも問12のように町内の保育園名を入れた方がよいのではないかと。

若盛(清)委員：問6で町内の保育園名を入れると、町外の保育園を利用している場合がはずれてしまうのではないかと。

会長：町内外にかかわらずということであれば問6の表現になる。

事務局：問12では、まだサービスを利用していない人では分からないことがあるので例示した。既に利用している人であれば、利用しているサービスは回答できる。問6と12は同じなので、問6は関わっている人はどなたですかとして選択肢の5以降を削除する。利用しているかは問12で聞く。

石井委員：問5と6も同じである。

大塚委員：問5と6は人と施設で整理してはどうか。また、問8-1の選択肢4と問12-1の選択肢7との統一性という点で、ファミサポあるいは子育て支援センターを明らかにして欲しい。

会長：問5と6は事務局で精査して、人と施設で整理してみてもどうか。

若盛(清)委員：問8は相談する人がいるかと場所があるかの2質問が合わさっていて回答に迷う。一つの設問として、いますかまたはありますかというように、どちらかがあればよいという表現にすべき。

会長：選択肢では1～3が人、それ以降は場所である。

大塚委員：相談できる人もしくは相談できる人という、「もしくは」が入らなければいけないのではないかと。

副会長：いない／ない→問9へという選択肢の表現が分かりづらい。

事務局：問8と問8-1をひとつの質問になるよう修正する。

会長：問11の就労の希望では時間を聞いている。問9と10は現在の状況だがパート・

アルバイトの時間を聞かなくてもよいのか。

事務局：ニーズ調査なので、現状からの上乗せ分を知りたい。

大塚委員：希望を聞くのに、現状が分からなくてはいけないのではないか。

会長：今後の利用状況に関して、参考として現状の就労状況もせつかくだから聞いた方がよい。

大塚委員：パート・アルバイトはこういうものだという注釈を入れる必要もあるのではないか。また、幼稚園であれば知らなくてもよいことかも知れないが、保育所等であれば働く親たちの勤務時間は知っておきたい部分である。

事務局：設問の簡素化も必要だが、パート・アルバイトにもいろいろあるので、現状把握として聞いておくことも考えられる。事務局で検討する。

副会長：問9の産休・育休・介護休業の記述は紛らわしい。1と2、3と4を併せてわかりやすくできないか。

会長：問9の(1)(2)、問10についてもわかりやすくしてください。

事務局：わかりやすくなるよう工夫する。

石井委員：育休は問24にもある。

事務局：ここはワーク・ライフ・バランスについての設問です。

会長：問24で聞いているのだから簡潔にした方がよい。

若盛(清)委員：問16～19は無料が前提なのか。利用料がかかることもあるのではないか。無料を前提にすればニーズが大きく出ることもある。

事務局：問13と同じ条件。

若盛(清)委員：一時保育にも利用料がかかる。子どもを持ってこれからサービスを利用しようとするお母さんなら、利用料のことを知らずに使いたいサービスをあげることもあるのではないか。

大塚委員：一時保育にも利用料がかかるということではあるが、NPO法人ぽっぽでは10月から無料の一時保育を開始する。どのくらいのニーズがあるかは分からないが、主に子育てに悩んでいる人等を対象に月2回実施することになっている。

事務局：問16～20は一定の利用者負担が発生することがあることを記載する。

会長：問12-2のどのくらいという聴き方はなくてもよい。次に1週あたり何日、1日あたり何時間と聞いている。

事務局：どのくらいは取って文章を修正する。

石井委員：問12-5の選択肢1の(子どもの教育や発達のため…)という記述はどうか。

大塚委員：一番下に移動して自分で育てるという意味の選択肢にしてはどうか。

若盛(清)委員：選択肢1はなくてもよいかも知れない。9.その他に自分で育てたいなどと書くのではないか。8.子どもがまだ小さいためという選択肢もある。

事務局：検討します。

会長：問13の選択肢9の居宅訪問型保育は松伏にあるのか。

事務局：今のところ、松伏にはありません。

石井委員：問24-3に関して、設問の最後に、実際には希望する保育所に入所できなかった場

合…という記述がある。ここの意味は、入所したのか、できなかったのかなのか。希望する園以外に入所した場合はどちらになるのか。できなかったとは、全く入所できなかった場合だけなのか。実際のところ、松伏では希望する園名を書かなければ入所できないのだが、最も希望する園名、次に希望する園名と複数書く中で、本当に希望していた園には入れなかったという場合はどうなるのか。

事務局：この設問としては、希望に関わりなく入ったか否かで分けることになる。

大塚委員：希望園名を書いて申し込むのだから、実際に希望する保育所という表現とする意味はないのでは。復帰できたかどうかの問題。※印以降はいらないのではないか。

事務局：未就学児童保護者用アンケートについて他にご意見がなければ、就学児童保護者用アンケートについてもご意見をいただきたい。

石井委員：問5と6がだぶっている。

事務局：問9も含め、未就学と同じ修正をします。

副会長：未就学も同じだが、表紙にある調査対象について宛名の方とはどういうことか。

事務局：無作為抽出した子どもの名前のことで、その保護者が回答する。

副会長：抽出されたことを明記すべきではないか。また、わかりやすい趣旨を書いた方が、その気になって回答してくれるのではないか。

会長：記入にあたってのお願いはわかりにくい。特にP2の回答するにあたってお読みくださいの頁。例えば、愛着形成、自己肯定感、第一義的責任などの表現など。

副会長：資料6のp6の子育てとはから始まる10行が、この制度の趣旨の部分に該当するのではないか。

大塚委員：回答するにあたってお読みくださいというような内容ではないのではないか。

若盛(清)委員：資料、説明文の出所を書いた方がいいのではないか。

事務局：国から例示された部分ではあるが、必ずこの文言でなければならないというものではない。事務局で検討したい。

事務局：資料1の区域設定について、町全体とすることについてご了解いただけるか。人口的にはゆめみ野、田中地区に集中しているので、区分分けする場合偏りが出る可能性もある。

(一同了解)

### 議題(3) 幼稚園の預かり保育(延長保育)の利用状況調査について

事務局：資料7で幼稚園の預かり保育の利用状況把握を目的に全数調査を行う。預かり保育の利用状況現在は把握しておらず、幼稚園の延長保育+認可保育所+認可外保育所の利用状況をもって把握する。なお、認可外保育所の利用状況については県から資料が提供される予定なので町では調査しない。10月始めに各幼稚園で配布し、1カ月以内に回収する。調査対象の園児は全体で479名。町内で293名、吉

川 40 名、越谷 114 名、春日部 32 名で、各園に依頼して調査する。

副会長 : 町外の園でも配布するのに、問 1 は松伏町内の地名だが。

事務局 : 松伏町内に住んで吉川市等の園を利用している人が対象になるためです。

会長 : 表題に、松伏町に住む人の調査であることを明記すべきでは。また、他市でも同じ調査をするのか。

事務局 : 市によって内容や方法が違う可能性がある。園に集計・報告を依頼する自治体もあるらしい。ただ、町外を含めた幼稚園に調査・集計してもらい、居住地を分類して各市町村に報告してもらうよう依頼するのは、園にとって負担になるのではないかと考えた。

副会長 : 幼稚園としてもこの程度の調査は可能だし、把握する必要があるのではないか。各幼稚園でもすぐにできる内容だと思う。

事務局 : 町内については各園で集計していただけるならそれでもよいが、他市の園については他市の対応にもよるので、保護者をお願いすることにした。保護者数は 320 名程度。町内は 3 園、町外は 17 園。町内在住者が対象なので、町内の園にはこの調査票で調査してもらえば町内在住の保護者については全体が把握できる。しかし、町外在住で町内の園を利用している場合は、他市の対応によっては別の調査があるかも知れない。それが直接保護者に行った場合には、園では把握できないこともあり得る。

塩原委員 : 園で調査・集計はするけれども、他市も含めてこの調査票に従った内容で調査するとは限らないということ。

大塚委員 : 調査票は町内居住者向けと町外居住者向けを作成することにならないか。

副会長 : 要は調査票をもらう保護者とそうでない保護者が出ることに、どうしてとなるのではないかということ。町内の幼稚園であれば、居住地の選択肢にその他を加えて市町村名を記入してもらうようにすれば全員に配布できる。

会長 : 近隣 3 市の対応を確認してください。

副会長 : 問 3 の選択肢の番号が重複しているので修正してください。

会長 : 問 2 の就労状況について、パート・アルバイトの就労時間の把握は必要ないのか。

若盛(清)委員 : 保育園を利用したいが入れないので、幼稚園の預かり保育を利用している人がいるのではないか。保育園の利用希望は必要ないのか。

事務局 : 設問の趣旨は現在の利用状況の把握であって、利用希望はニーズ調査で把握することになる。近隣市と連絡をとるなかで対応を検討します。

会長 : 保育所を増やすべきか、幼稚園を転換して認定こども園を増やすかの判断材料がない。保育所は就労していることが前提だが、認定こども園は保育の必要のない子どもも必要な子どもも預かるので、幼稚園の預かり保育がどれくらいいるかが認定こども園の需給調整にかかわる。

副会長 : 問 3 の利用状況に回答するのは問 2 の選択肢 1~3 の就労している人のみ。しかし、預かり保育は仕事の有無に関わらず利用できる。1~3 に限らず、全員が回答すべきものではないか。ニーズが分かるように調査して欲しい。

事務局 : 調整します。

### 3 その他

事務局 : アンケートは10月1日現在の町民の方に対して、10月8～9日に配布、10月末回収、11～12月中に集計。分析の基準や方法等の国の指針が12月中に示される予定。調査結果は次回の審議会で報告する。

(各委員に日程確認の上)

国の指針の公表が遅れる場合があることも勘案して、次回審議会は2月5日15時からとする。

議事録をホームページで開示することについて了承いただけるか。

会長 : 公表については了解。議事録を公開するので、傍聴を受け付ける予定は今のところないということですね。

事務局 : 進捗に合わせて検討します。

### 閉会にあたり

副会長 : 今回は事前資料があったのでよく理解できたのではないかと思う。いろいろ意見を出していただいてこれをまとめることは町内の保護者のためになると思う。これからもよろしくお願いします。